

地の神祭りと祠の変容について

—静岡県菊川市加茂地区白岩下の場合—

長坂 真衣

(手塚 恵子ゼミ)

目次

はじめに

1章 地の神祭りと祠の現状について

概説 静岡県における屋敷神について

1節 地の神祭りの現状

2節 地の神の祠の形態

2章 地の神の機能

1節 地鎮祭と地の神祭り

2節 地の神祭りの継承について

3章 地の神信仰の変容

1節 社会的な環境の変化

2節 社会の変化に伴う信仰の変化

3節 地の神祭りと祠の変容

おわりに

参考文献

はじめに

家の庭の北西の隅にひっそりと佇む石の祠がある。静岡県西部の菊川市(図1)にある私の実家では、この祠を地の神様と呼び、毎年冬になると赤飯や白米、油揚げなどをお供えしてお祭りをしている。生活の中に何気なく存在していた地の神の祠や、毎年冬になると見られるこの光景が、日本全国どこの家でも行われているわけではないという事を、私は大学に入学してからできた友人や先生との会話の中で初めて知ることとなった。このささやかな驚きが、私の興味を地の神様に向けさせ、せっかくならと卒業論文のテーマとして取り上げることに決めたのである。地の神様に対して、幼い頃の私は「この祠は何なのだろう?」という漠然とした疑問を持っていた。その頃の地の神様の祠は、現在のような石製の祠ではなく、藁で編まれた藁宮であったのだが、風雨に晒されて薄汚れた藁宮を見て、何故だか分からないが触ってはいけないような、少し怖いような雰囲気を感じ

じていたことを覚えている。あまり日当たりが良いとはいえない庭の北西の隅に置かれていたことも、その様に感じた原因であったかもしれない。地の神様に対するこのような印象は成長してから心はどこかにあり、今回卒業論文を書くにあたり「地の神様とは何なのだろう」と改めて考える機会を持つこととなったのである。

地の神様とは屋敷神信仰の一種であり、静岡県ではこのような屋敷神が盛んに信仰されている。県下の屋敷神信仰の詳細を見てゆくと、東部・伊豆方面の稲荷系、中・西部地方の地の神系とに大別され、富士川を境として異なる分布を示している。(静岡県史 別編1 民俗文化史 1995:55)

本論文では、静岡県菊川市加茂地区白岩下における地の神様の祠の分布やその形態、祠の形態の変化などを調査し、地の神様の性質や機能について考察する。そして、地の神様の祠の形態や地の神祭りの方法が、どの様な影響を受けて現在の姿になったのかを明らかにしたいと考えている。

図1



1章 地の神祭りとの現状について

概説 静岡県における屋敷神について

菊川市加茂地区における地の神信仰の現在を見てゆく前に、静岡県における屋敷神についての詳細を『静岡県史 別編1 民俗文化史』を参考にして、簡単に述べておくことにする。

はじめに触れたように、静岡県では屋敷神の信仰が盛んであり、その詳細を見てゆくと、東部・伊豆方面の稲荷系、中・西部地方の地の神系とに大別され、富士川を境として異なる分布を示している(図2)。(図2)の斜線部は菊川市であり、地の神の各戸祭祀の信仰圏に属していることが分る。東部・伊豆方面の稲荷神祭祀では、各戸祭祀の屋敷神として信仰されており、二月の初午の祭日には多くの家で「稲荷大明神」などと墨書きした五色のノボリをこしらえ、供物の赤飯や油揚げとともに稲荷様の小祠に奉納し、お供えをする。子ども達はこのノボリを手にもらの旧家や商家などに奉納して歩き、代わりに供物や菓子などの振る舞いを受ける。商いなどの生業にも力を発揮する稲荷の神が、農業を営む人達にも深く信仰されているのが東部・伊豆方面の稲荷祭祀の特色でもある。(静岡県史 別編1 民俗文化史 1995: 55 - 56)

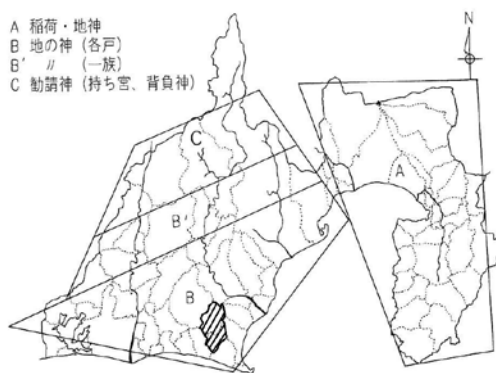
中・西部地方の地の神祭祀には、山間域(北)と平野部(南)とで地の神祭祀のありようが異なっており、南の平野部が主な各戸祭祀の地帯で、決められた祭日のもとに地の神祭祀を行う。山間域(北)でも、地の神祭祀の実態はあるが、祭日、祭場、祭祀者などは南半分の地域のような統一性は見られず、二、三軒で一つの地の神を祀るような同族・本家祭祀が目立つ。さらに北部山間域の屋敷神祭祀には、地の神の呼称はあまり聞かれず、屋敷神として様々な神名が登場し、屋敷神を有する家も、佐久間町の各ムラでは三分の一程度になる。

また、旧家筋が持つ屋敷神を「どこそこのショイガミ」と称し、金山、稲荷、若宮八幡、水神、諏訪、天神、荒神などがショイガミとして名を列ねているが、この「ショイガミ」はもともと同族祭祀の神なのか、屋敷に付帯する神なのかは判然としない。(前掲 63)

県下の地の神祭祀は、屋敷神とする地の神の祠を屋敷の一角、多くは戌亥(北西)の方角に設けてこれを祀り、祭日とする十二月十五日(かつては十一月)には、赤飯その他の供物を進めて参拝する。この神は、その名のごとく、土地神的性格をもちながらも、より強く祖霊的性格を意識しつつ祀っている人達が多く、それが一家の守護神として観念されている。(中略)全国的な屋敷神祭祀との比較の上で指摘できる県下に顕著な内容は、一様な祭日の定着と、祖霊的性格の顕在化である。(前掲 58)

さらに広く顕在しているのが、家代々の死者が五十年ないしは三十三年を経て地の神様になるという伝承であるが、それが宗教者からの伝導による知識であった地域や家々の数も少なからず存在している。(前掲 59-60)

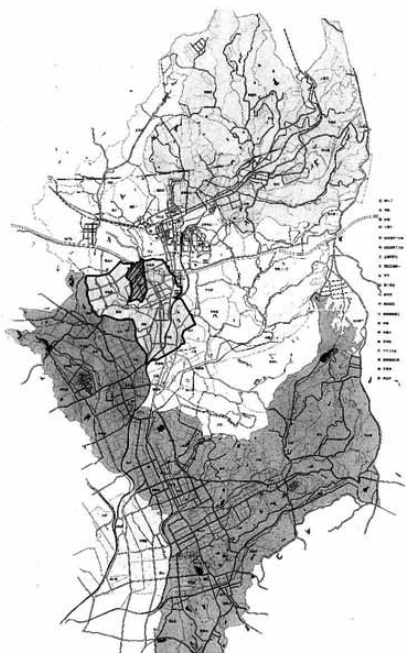
図2



1節 地の神祭祀の現状

ここでは地の神祭祀の現状について、静岡県西部に位置する菊川市の中の加茂地区白岩下(図3)にて調査した結果をまとめ、地の神祭祀がどの様に行われているのかを明らかにしていく。地図の囲ってある範囲が加茂地区、斜線部が白岩下である。加茂地区には、白岩下、白岩段、白岩東、三軒家、西袋、長池、小川端という7つの地区があり、その中の1つである白岩下では静岡県における屋敷神についての中で述べたように、地の神様と呼ばれる屋敷神を各戸でお祀りしており、毎年十二月十五日の祭日には地の神祭祀が行

図3 菊川市加茂地区白岩下



4

われている。その家の死者が50回忌を迎えると地の神になるという伝承や、地の神は崇りやすい性格であること、地の神の祠を触ると崇りにあうなどの伝承も聞かれる。

まずは2013年12月15日に、地の神祭を調査した結果を以下にまとめることにする。調査は地の神の祠の形態別に行い、石の祠に加え金幣もあるS氏、金幣のみのC氏、藁の祠であるI氏、小祠のN氏、石の祠のM氏の5つの家にて行った。調査の項目は主に以下の10項目である⁽¹⁾。

- ・ 祠の形態
- ・ 祠を新しいものに替えるときに儀式や決まりはあるのか
- ・ 祠を替える時間
- ・ お供え物をする時間
- ・ お供え物の供え方（地面に直接、藁の皿）
- ・ お供え物の内容
- ・ 「亡くなった人は〇回忌で地の神様になる」という伝承があるか
ある場合、その年に特別な儀式をするのか
- ・ 地の神様の祭り方について、宗教者の教えで変わったことはあるか

- ・ 「地の神様が祟った」話を聞いたことがあるか
- ・ 取り替えた祠はどの様に処理するのか

はじめに、S氏（70代女性、家の信仰は日蓮宗である）に行った聞き取り調査の結果をまとめる。S氏の家の地の神の祠（写真1）は現在は石製の祠であるが、1997年頃までは藁の祠であり、毎年新しく造りかえていた。しかし、藁がなかなか手に入らなくなったこともあり、1997年以降は石の祠に変えたという。藁の祠だった頃は、藁で作ったお皿に乗せてお供え物を供えていたが、石の祠に替えてから地面に直接供えるようになったという。その頃から金幣も加えて一緒にお祀りするようになったようであり、お供え物の供え方の変化は金幣を祀るようになったことにも影響を受けている。この金幣は毎年近所の日蓮宗の人にオンタケサンで買ってきてもらい、毎年新しいものに取り換えている。石の祠は毎年新しくするようなことはない。12月15日の地の神祭当日の行程は、午前中に地の神の祠の周りの掃除を行い、午後3時～6時の間にお供え物をする。S氏の家では大抵午後3時頃にお供え物を供えるのが恒例となっており、これはあまり遅い時間になると辺りが暗くなってしまい、お供え物があげにくいからである。お供え物をする前には、金幣を新しいものに取り換え、新しい砂を祠の周りに敷き、酒、

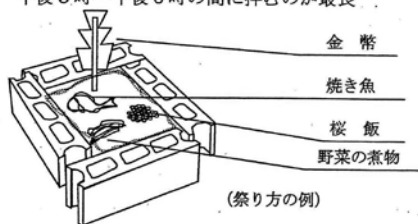
写真1



図4 地の神様の祭り方

地の神様の祭り方

- 1、 位置は宅地内の西北又は東南の拝み易い所
- 2、 ブロック4枚で囲み、中は綺麗な砂か土
- 3、 全体に塩をまき、酒1〜2合砂にまく
- 4、 桜飯、野菜の煮物、焼き魚、金幣を図のように地面に直接上げる。
- 5、 拝み方
『あびらうんけん ぼろおんきりく
おんたけすいせい じょうこう そわか』 20回
『地の神様、・・・家の土地をお守り下さい』
唱えごとを言った後、各自の願い事を言う。
- 6、 上げものが不潔に見え、片付けたい時は、
『今から片付けさせてもらいます』と、
お断りしてから片付ける。
- 7、 12月15日（地方によっては異なる。）
午後3時〜午後6時の間に拝むのが最良



塩を祠の周りに撒き、清めてからお供え物をする。お供え物は、焼いた鰯(セグロイワシ)、煮物(大根、椎茸、ゴボウ、ニンジン、里芋)、桜ご飯、みかんであり、地面に直接供える。その後、「あびらうんけん ぼろおんきりく おんたけすいせい じょうこう そわか」と3回唱え、「S家をお守りください」と願い事を言う。この呪文は本来ならば20回言うことになっているのだが、S氏曰く「途中で何回言ったか分からなくなるし20回は大変なので、3回くらいにしている」という事であった。地の神の祭りが書かれた用紙(図4)が、金幣を買うときに一緒についてくるので、その方法にしたがって祭りを行っている。取り替えた古い金幣は、毎年1月に近所の神社で行はれるどんど焼きにお札などと共に納めている。また、この金幣は地面にさしてあるので風で飛んでいくようなことはあまりないが、もし風でどこかに飛

ばされてしまっても、そのままいいと聞く。お供え物は動物が食べればいいが、もし食べられずに残ってしまった場合は「下げさせてもらいます」と言って断ってから片づける。その家の死者が50回忌を迎えると地の神になると言うが、50回忌に特別な儀式はしない。地の神が祟ったという話は聞いたことがないが、祠周りをいつもきれいにして、不潔にしたらいけないと言われている。

次にC氏(80代女性、家の信仰は日蓮宗である)に行った聞き取り調査の結果をまとめる。

C氏の家の地の神の祠は現在は金幣のみの祠(写真2)であるが、1980年頃までは藁の祠であり、お供え物をする際には藁でお皿を作り、祠の前に置かれた瓦の上に藁のお皿をのせてお供え物をしてきた。しかし、オンタケサマがきて家の周りをお祓いた時に、「地の神様なので、地へ直接あげないと地は食べられない。だからお供え物は地面へ直接あげるようにしなさい。」と言って瓦をどかし、「あなた方は地の神様に触ってはいけませんから、こんな風に触ってはいけませんよ。このようにして祀りなさい。」と言われ、現在のそのような祠の形態になったという。お供え物は、午後3時から6時の間にするのが良いと言われているが、午後3時頃にお供え物をするのが恒例となっている。お供え物をあげる前には、金幣を新しいものに取り換えて、塩と酒を祠にまいてから地面に直接お供え物を供える。取り替えた金幣は1月に行われるどんど焼きの時に納めている。お供え

写真2



写真3



物は、少し焼いた鮎、桜ご飯、煮物（油揚げ、大根、里芋、ニンジン）であり、魚は鮎の他に鯛でも良い。その後「あびらうんけん ほろおんきりく おんたけすいせい じょうこう そわか」と20回唱え、「1年、この地を守ってください。みんなが怪我の無いように守ってください」と願い事を言う。お供え物は、動物が食べてくれるまでそのまま置いておく。祭り方については、(図4)の用紙に書いてある通りに行っているという。地の神様について、その家の死者は「50年経てば地へかえる」といい、「50回忌で死者が地の神になる」という。そして、「身の回りから全部を守ってくれる」という。しかし、50回忌に特別な儀式はしない。地の神様が祟ったという話については、C氏の体験談を聞く事が出来た。

「息子が1歳くらいの時、お乳が飲めなくなって、鼻で息ができなくなってしまった。そこで、おじいさんが金谷の駅のそばにいたオフドウサマか何かのモノミにみてもらうと、以前地の神様の祠周辺に杉だか檜の木が何本か立っており、その木を切って杭にしたのがいけないということが分かった。

地の神様はすごく貴く怖い。なので、今でもおじいさんは何をしても地の神様にお塩をまいてからする。そうしないと、地の神様はお障りがあるある。

お祓いをしてもらう時は、宗教施設でお祓いを

してもらってから、家の地の神様に塩、酒をまき、一週間お洗米をあげる。すると、2、3日で治ってしまう。そのくらい、地の神様は大事にしないとイケない。」という事であった。

次にI氏(60代女性、家の信仰は曹洞宗である)に行った聞き取り調査の結果をまとめる。

I氏の家の地の神の祠は藁の祠(写真3)であり、昔から藁の祠であるという。祠の下にある丸い石も、昔から同じようにあるようだが、I氏は「地の神様は家の基礎よりも高いところに祀るべきものなので、昔の先祖が家の基礎よりも高くするために、下に置いた石ではないか」と推測していた。祠は毎年新しいものに取り替えており、取り替える際は塩で清めてから取り替えている。取り替えた祠は、家の北側に放っておく。祠を取り替え、お供え物をする時間は以前は夕方暗くなってからであったが、現在は寒いので4時ごろに行っている。お供え物は油揚げ、赤飯であり、それぞれを藁のお皿に乗せて供えている。祀り方については、お婆さんのやっていたことを真似してそれと同じようにしているということであった。地の神様については、その家の死者が50回忌を迎えると地の神様になると聞かすが、50回忌に特別な儀式はしない。また、地の神様の祟りについての話を聞く事が出来た。

「現在借りて畑にしている土地は、以前人の元屋敷があった土地で、地の神様が祀ってあるのだが、以前その屋敷に住んでいた人が、地の神様を祀らなかつたことで家に不幸なことがあった。そこで、地の神様をお祀りしたところ、よくなったという。」

このような事があったので、I氏は自分の家の屋敷内にある地の神様と、畑にあるこの地の神様もお祀りしており、「自分の地所もそうだけど、他所の地所も借りてるようなら地の神様は祀ったほうがいい。」という。また、I氏は娘の家についても、「その家を見てくれるで」という事で地の神様を祀らせたということであった。

次にN氏(50代女性、家の信仰は曹洞宗である)に行った聞き取り調査の結果をまとめる。

N氏の家の地の神様の祠は小祠(写真4)であり、昔から小祠であるという。この小祠は毎年建て替えたりはしない。お供え物は赤飯と紅白なま

写真4



写真6



写真5



すで、藁のお皿に乗せて供える。お供え物を供える時間は朝や午前中である。お供え物をするときに使った藁のお皿はそのまま置いたままにしておき、数日経つと風で飛ばされたりして、知らぬ間になくなってしまふ。地の神様について、亡くなった人は50回忌を迎えると地の神様になると聞かすが、その時特別な儀式はしない。祠の中にあるお札(写真5)のうち、瀧之谷さんで買うお札(写真5の右側)を毎年買い替えていたのだが、瀧之

谷さんに毎年買い替えなくても良いといわれてから、替えなくなった。もう一枚のお札(写真5の左側)は、大頭竜神社で毎年買い替えている。地の神の祟りについては、「祟ったという話は聞いたことがないが、昔から、12月15日(地の神祭りの日)の前日の12月14日でないと、地の神様の祠の周りを手入れしたらいけなかった。そのため、常時地の神様の祠周辺はうっそうとしていて、怖いイメージがあった。」と述べている。

次にM氏(70代女性、家の信仰は曹洞宗である)に行った聞き取り調査の結果をまとめる。

M氏の家の地の神様の祠は、現在は石の祠(写真6)であるが、2008年頃までは藁の祠であり、毎年新しく造りかえていた。しかし、藁がなかなか手に入らなくなったこともあり、2008年以降は石の祠になった。石の祠は毎年替えることはしない。お供え物は、赤飯と生の油揚げ、もしくは白米と生の油揚げであり、午後4時頃に藁のお皿に乗せて供える。この供え方は藁の祠であった頃と変わっていない。お供え物を動物が食べてくれたら、その家にとって納まりがよいと言われ、お供え物は動物が食べてしまうまでそのままにしておく。翌日に食べていなくても、数日置いておいてなくなっていたらよいという。家の者が死んで50年経つと、地の神様になるという話は聞いたことがない。地鎮祭の際にハウエンサンに言われ、地の神様の祠の下に、地鎮祭で使った注連縄を燃

やした灰を埋めてある。地の神様については、崇りやすいと聞く。

調査から分かったこと

以上の調査から、お供え物には①<油揚げ+赤飯>、②<油揚げ+白米>、③<鯛+煮物+お桜ご飯>、④<赤飯+紅白なます>、などの組み合わせがあり、調査結果を見ると、①と②のお供え物は藁の祠、または藁の祠から石の祠に変えたという家で見られ、③は金幣のある祠で見られ、④は小祠の家で見られた。このことから、地の神様の祠の形態によって、お供え物の内容が少しずつ異なっているのではないかと推測できる。金幣のある日蓮宗の家では、地の神の祭りが書かれた紙(図4)を参考にしながら地の神祭りが行われており、宗教者であるオンタケサンの影響を受けて、現在のような地の神祭りが行われるようになったと言える。地の神信仰における宗教者の影響について、

「御嶽教行者や真言宗寺院の僧侶、その他の法印などによる民間宗教者の関与が、地の神祭祀のありように早くから見られ、徐々にその影響力を強めてきた様子がうかがえる地域もある。殊に地の神が家の守護神という神性をもちえたことから、その祭祀による災厄、不幸の除去などの現実的な効果がこれらの宗教者によっても説かれることと相まって、今なおこれを信じ祭祀する人たちが保ち続けているのも事実である。」

(『静岡県史 別編1 民俗文化史』1995:61)

とあり、地の神信仰の存続には宗教者の存在が関係していると言えるのである。お供え物を供える時間は午後3時から午後4時の間に供えるという人が多く見られ、お供え物を供える前には地の神様の祠の周りを掃除し、酒や塩、砂などを撒いて清めるということが一般的に行われている。また、一般的に地の神は崇りやすい性格であるということが言われており、S氏の「実際に自分自身が地の神の崇りを体験した話」や、I氏の「近所の人に起こった地の神の崇りの体験談」を聞いて、「地の神様を大切にしなければ」と強く意識するようになったという話からも、崇りが地の神祀りを存続させる1つの機能となっていることが分る。地の神様の祠の形態についても、S氏やM氏が「藁が手に入らない状況になったことで藁から石の祠

に変えた」と述べていることから、生活の変化により藁が手に入らなくなったことが祠の形態の変化に関係していると言える。生活の変化については、3章で詳しく取り上げることにする。

2節 地の神の祠の形態

地の神様の祠の形態について、静岡県菊川市加茂地区白岩下にて調査を行った。その結果、地の神様の祠の形態には主に①藁の祠(写真7、8、9)、②石の祠(写真10、11、12、13)、③小祠(写真14)、④金幣(写真15-1、15-2)、⑤木製(写真16)、⑥トタン製(写真17)という6つの形態がある事が分かった。

また、祠は「以前は藁の祠であったが、最近石の祠である」とか、「以前は藁の祠であったが、現在は金幣のみの祠である」という場合も見られた。その詳細については、各家の祠の形態を記した地図(地図1~6)を作製した。地図における記号の意味は(表1)のようになっており、番号はその形態の祠のある家の地図上の番号である。地図上の番号は、平成25年度白岩下自治会世帯主名簿一覧の1班から順番につけた通し番号である。白岩下には合計18班、195戸が存在しており、195番までの通し番号を付けたのだが、番号の<38、57~61、119、120、122、126~177、179~189、192~195>は、家の所在地が不明であったりアパートの住人であるため、これらの番号は地図に記していない。<62、79、98>は、現在は白岩下ではない地区に住んでいるが、引っ越す前は白岩下地区に家があったので、現在も白岩下の自治会に所属している。また、通し番号のみで祠の記号の無いものは、地の神の祠が無い、または不明なものである。調査から、195軒中、現在47軒の家に地の神の祠があることが分った。

地図に示した通り、藁の祠が8軒、石の祠が19軒、藁から石の祠に変わった家が10軒、金幣のみの祠が1軒、藁の祠から石の祠と金幣の祠になった家が1軒、小祠が2軒、藁の祠と金幣がある家が1軒、石の祠と金幣がある家が1軒、藁の祠から金幣のみになった家が1軒、木製の祠が1軒、藁の祠から木製の祠になった家が1軒、藁の祠からトタン製の祠になった家が1軒、合計47軒の家に地の神の祠がある。

写真7



写真10



写真8



写真11



写真9



地の神祭りと祠の変容について - 静岡県菊川市加茂地区白岩下の場合 -

写真 12



写真 14



写真 13



写真 15-1



写真 15-2



写真 16



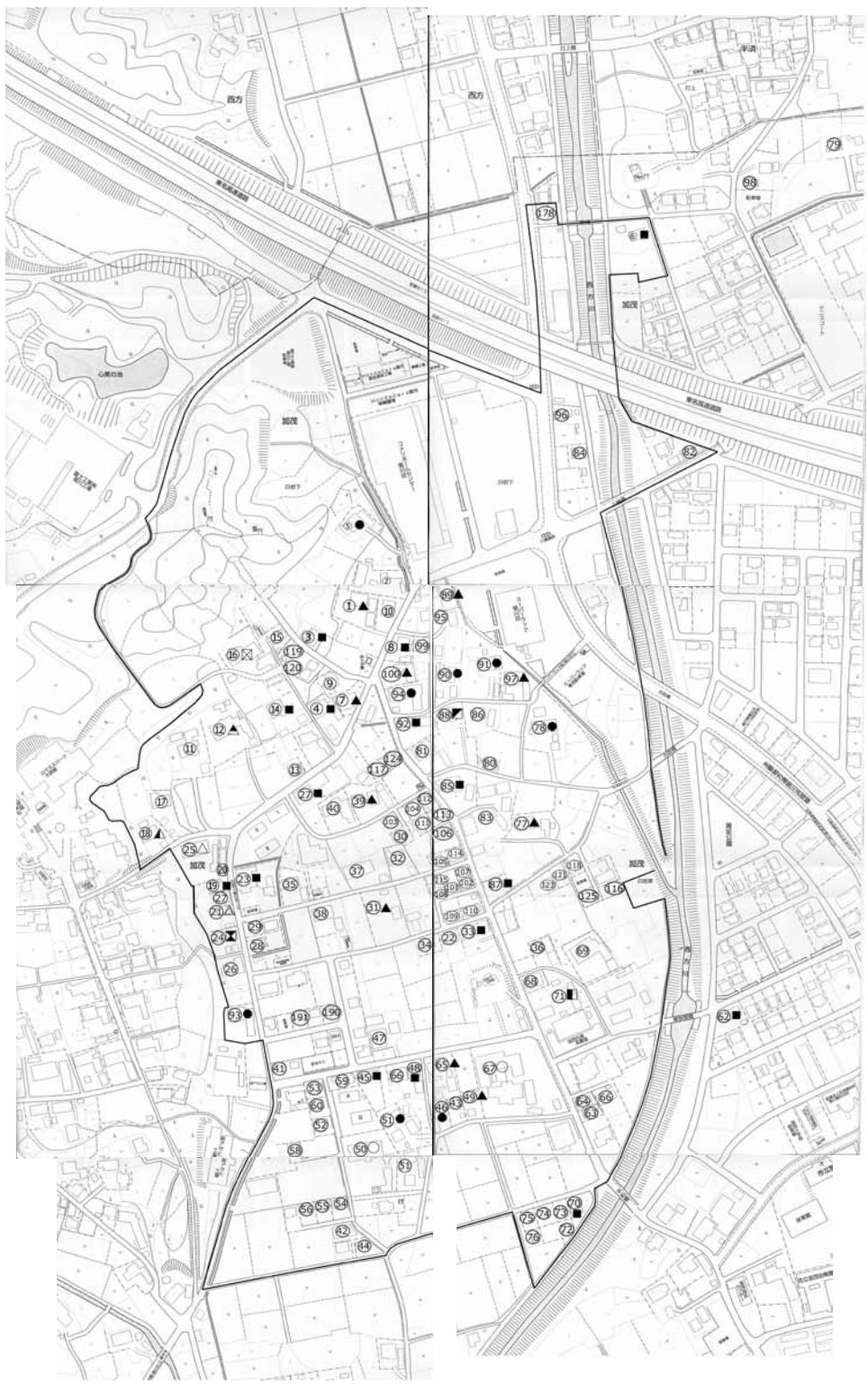
写真 17



表 1 地図における祠の記号

記号	記号の意味	その祠がある家の番号	軒数
●	葉の祠	5、46、51、78、90、91、93、94	8
■	石の祠	3、4、6、9、8、14、19、23、27、33、45、48、62、70、85、87、92、104、112	19
▲	葉の祠→石の祠	1、7、31、39、49、65、77、89、97、100	10
△	金幣のみ	25	1
▲	葉の祠→石の祠+金幣	18	1
○	小祠	50、87	2
▲	葉の祠+金幣	12	1
△	石の祠+金幣	21	1
☒	葉の祠→金幣のみ	16	1
■	木の祠	88	1
■	葉の祠→木の祠	71	1
☒	葉の祠→トタンの祠	24	1

地の神祭りと祠の変容について - 静岡県菊川市加茂地区白岩下の場合 -



地図

はじめに金幣の祠についてみていくことにする。金幣の場合は金幣のみの祠だけではなく、藁の祠に加えて金幣がある場合や、石の祠に加えて金幣がある場合もあり、このような金幣があるのは日蓮宗の家の地の神様の祠だけであった。地の神様の祠を見ていくと、金幣以外は社のような形態なのに対して（写真7-14、16、17）、金幣（写真15-1、15-2）のみが社の形態ではなく、明らかに他の地の神の祠と形態が異なっているのが分る。そこで日蓮宗の家のみに金幣があるのは、どのような背景があるのかを調べた。

金幣は、はじめはC氏とC氏の弟の家のみで買っていたものだったが、日蓮宗のお題目の人ら⁽²⁾を通して、今から10年くらい前の2004年頃から⁽³⁾他の日蓮宗の人たちに金幣を買ってくるように頼まれるようになったという。この時から、それまで石や藁の祠であった家でも、今までのやり方に加え金幣を供えるやり方も取り入れるようになる。または今までの地の神祭りのやり方を一新し、金幣のみを供え地の神の祠の代わりとする家が出てくるようになった。この為、日蓮宗の家に金幣がみられるようになり、結果として「多くの日蓮宗の家には金幣がある」という現在の姿になったということがわかった。金幣は御嶽教の野川さんという人から買っているという事であった。現在みんなの分の金幣を買ってくるのは白岩東に住んでいるC氏の弟である。このC氏の弟が金幣をもらうようになったのは、1994年頃の家を建てたときからであるが、それ以前から子供の夜泣きを見てもらいお札をもらったりしており、現在の御嶽教の教会長先生の親の代から見てもらっていたという。

日蓮宗の家以外に金幣のある家が無いのは、日蓮宗の集まりの中で金幣を買ってくるという行為が行われていたからである。このことから、地の神様の祭りが現在の姿になるまでに、宗教者の影響で変化した部分があると言えるのではないかと。そして、それは宗教者側から入ってくるというよりは、生活の中で何か問題が起こり、それを解決するために宗教者の助けを借り、そのような宗教者との繋がりの中で地の神の祭り方などの方法が授けられ、それが受け入れられて定着して現在の姿になっているのではないかと考えられる。

次に祠の変化を見ていくと、①藁の祠が石の祠になるパターン、②藁の祠が木製の祠になるパターン、③藁の祠が金幣になるパターン、④藁の祠がトタン製の祠になるパターン、という4つの変化と、⑤藁の祠に金幣が加わるパターン、⑥藁の祠が石の祠になり、更に金幣が加わるパターンという2つの、合わせて6つの変化のパターンを確認することが出来た。このような祠の変化は、元来は藁の祠であったという家でのみ見られる。しかし、聞き取り調査をしてみると「昔から石の祠であった」という家も存在している。このことについて、過去に藁の祠であったという証拠はないものの、

「祭日の統一は、殊に各戸祭祀の形態が多くを占める平野部、海岸部などでの特色で、古くは十一月の十五日（旧）が祭日として一様に伝えられていた。」「現行の地の神祭りはすでに月遅れ（新）の十二月十五日に移行され」ており、「旧来の慣行からすると、その季節的な視点からいえば、それは霜月祭り、いわば収穫祭の意味を帯びることになる。その意味でいうなら、県下の地の神の祠の形態が、古くは新（細）竹の柱にその年の新藁で屋根を掛けた小屋屋の祠（藁宮）が主体であったことが注意される。」

（『静岡県史 別編1 民俗文化史』1995：59）

ということから、やはり過去のある時から藁の祠から石の祠に変化したのではないかと推測するが、真実を明らかにする術はない。

また、N氏の家の小祠（写真4）でも、祠の変化は確認できず、聞き取りの際にも「ずっと昔からこのような祠だった」ということだったので、過去に藁の祠であったという可能性は否定できないが、かなり昔から小祠のまま変化することなく現代にまで受け継がれてきたものと考えられる。

調査の中で、ここ10年程で建てられたような比較的新しい家では、一軒家であっても地の神の祠が無い家が多いことも分かった。その理由として、地の神信仰の無い地域から越してきた人が家を建てた、また、地の神信仰のある地域出身であったとしても、祠の管理やお祀りするのが大変だという理由で祭っていない場合が考えられる。

2章 地の神の機能

1節 地鎮祭と地の神祀り

地の神祭りが盛んな静岡県菊川市加茂地区白岩下では、現在でも家を新築する際や工場を建てる際には地鎮祭が行われる。地鎮祭と地の神祭りは、共に土地の神を祀るという点で同じような機能を果たしていると考えられるが、では地鎮祭をして土地の神を祀った後さらに地の神様も祀るというのは何故なのか。ここでは、地鎮祭と地の神の機能について明らかにし、それぞれの果たす役割について考察したい。

地鎮祭について『日本民俗大辞典 上』で調べてみると、以下のように書かれている。

「土木や建築工事の起工にあたり、土地の神をまつり鎮め、神から土地を貰い工事をするための許しを得て、その土地を浄めて工事の安全と、建造物の順調な竣工を祈る祭。『日本書紀』六九一年（持統天皇五）十月条の藤原京造営で鎮めまつるといのが初出である。中世の仏教では、地鎮祭は地鎮法と呼ばれ、五穀・五色玉が鎮め物として使用された。地鎮祭の名称や祭式は、神道と仏教、神仏習合による違い、時代による相違など、いろいろな変化があった。地鎮祭が、建築儀礼のなかで重視され、その祭式などが整備されるのは、江戸時代後期以降と考えられ、現在の地鎮祭の法式は、このころに確立したと考えられている。地鎮祭という呼称も、比較的新しいようで、地祭と呼ぶ地方も多い。また、地勧請、地曳、地祓い・屋敷取り・地貰い・金神除けなどともいう。（中略）現在の地鎮祭は、土地に固定化された神・霊の存在を前提としているが、地神・地主神などの地神信仰、屋敷神信仰の持つ土地神的性格や、忌地の問題など、土地に対する信仰・観念が複雑に絡みあっている。たとえば、神から土地を貰い許可を得るといふ考え方の一方に、土地の神を鎮めて工事をするといふ考え方があつた。また金神のように崇る神の存在もある。これらの問題をどう位置づけるかは、今後の課題である」（『日本民俗大辞典 上』1999：777-778）

また、地鎮祭について渡辺は

「私たちが一定の土地を購入して其処に家屋を建設し生業を営み、あるいは住まいし暮らす場合に

も、当該土地を領ぐ神霊に対して御許可を戴き、また末永い無事・平穩を祈願するために今日においても「地鎮祭」（ことしずめのまつり）の神事を行っているのである。土地にはその土地を領ぐ神霊が鎮まっておられるのであり、土地はすなはち神霊そのもの＝神霊の御身体といつてもよい。だから人間が一定の土地を領有支配するためにはどうしてもその土地の神の許可を戴くことが絶対条件となるのであり、そのために土地の神霊との密接な繋がりを持つとするのである。」（渡辺 2009：5）

と述べており、このことから地鎮祭はその土地にいる神様（神霊）を鎮め、土地の使用を許可してもらい、その土地に建物を建てる際の工事が安全に行われることを願う祭りであると言える。

次に地の神について『日本民俗大辞典 下』で調べてみると、以下のように書かれている。

「じがみ 地神

屋敷神の一種として宅地内の一隅などにまつられる神。その神名は、ジヌシサマ（地主様）、ジノカミ（地の神）、チジン、ジシン（地神）など一連のものである。地域的には、西日本でジガミ、ジヌシサマ、中部地方から関東地方にかけてはチジン、ジシン、ジノカミといった分布の大別がみられる。（中略）一方、ジガミ、ジヌシ、ジノカミの名称は、土地神的な性格をもつ屋敷の守護神として一般性をもち、こちらの方が歴史の古さを思わせる。これら地神系統の屋敷神の神格は、その内容が開拓先祖であつたり、死後五十年（三十二年とも）を経た身内の先祖であつたりする祖霊的性格と、土地神もしくはそれに関連する作神（農耕神）的性格などが伝えられていて複雑である。（中略）こうした地神信仰の展開に大きな影響を与えたものとして、従来も仏者・祈禱師などの民間宗教家の関与が指摘されてきたが、現今においても、地の神祭祀による災厄・不幸の除去などの現実的な効果が説かれ、新たにその信仰を広めている例もある。一家の守護神としての地神信仰の根強さだろう。」

（『日本民俗大辞典 下』2000：748-749）

また、直江は屋敷神の性格について、

「屋敷神が激しい神で、よく崇るといふ話はほとんど全国を通じて言われることで、これが屋敷

神の性格の著しい特色をなしている。屋敷神を粗末にしたり、祭りが足りなかったり、屋敷の木を切ったために、崇られて病気になるという類の話は枚挙にいとまがないほどである。これには民間宗教者の干渉・解説という事実を大きく認めなければならないが、一方においてこの崇るといふことも、実はもともと祖霊が内包していた性格の一面ではなかったかと考えられる。すなはち、祖霊が温和にその家を守ってくれるということは、外部に対しては激しい神として現われ易かったであろう。」(直江 1979: 208)と述べている。

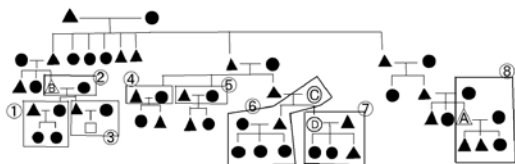
以上のことから、地の神様を祭る事には、その家屋敷やそこに暮らす家族を守護してもらいたいという願いが込められていると分かる。地の神様は崇りやすい性格であると言われているが、加茂地区白岩下でもそのように言われており、五十年忌をすますとその家の死者は地の神になるとも言われている。

地鎮祭と地の神祭りについてみていくと、地鎮祭はその土地にいらっしやる神霊にその土地の使用を許可してもらうための行為であると言え、地の神を祭るといふことは、家族生活の守護や屋敷及び家屋の守護を願う行為である点で、それぞれ機能を果たしていると言える。

2 節 地の神祭りの継承について

地の神祭りの継承について、分家の際、地の神が本家から勧請されるのか、また祭りが同じように継承されていくのかについて、長坂家にて調査を行った。長坂家の家系は以下のようになっており(図5)、本家であるA氏、分家のB氏、分家のC氏、分家のC氏から嫁に行ったD氏の各家の地の神について調査を行った。図では①から⑧まで、家族ごとに囲んでいる。

図5 長坂家の家系図



A氏、B氏、C氏、D氏に行った聞き取りの内容は、以下の8項目である。

- ・ 祠の形態
- ・ 地の神の祭日
- ・ 地の神祭りの方法に、嫁のやり方を取り入れたか否か
- ・ 地の神の祠の下に、地鎮祭で使用した注連縄などは埋まっているか
- ・ 宗派
- ・ 地の神の崇りについての話を知っているか
- ・ 地の神を誰が管理する、誰は触ってはいけないなどの決まりはあるか
- ・ 「50回忌で先祖が地の神様になる」という話を聞いたことがあるか

A氏への聞き取り結果

地の神の祠は2012年頃までは藁で作っていたが、現在はセメントのような素材の石製の祠である。地の神は昔から家にあるもので、どこから持ってきたりはしていない。祭日は毎年12月15日で、お供え物はA氏かA氏の奥さんが行う。地の神祭りの方法について、嫁のやり方を取り入っていない。地の神の祠の下に地鎮祭をしたときの注連縄は埋めていない。宗派は曹洞宗で、地の神が崇った話は聞いたことがない。地の神を誰が管理する、誰は触ってはいけないなどは決まっていない。「50回忌で先祖が地の神様になる」という話は知らない。

B氏への聞き取り

地の神の祠は2004年頃までは藁の祠で、1年ごと新しい祠に替えていたが、現在はトタン製の祠である。地の神は本家から持ってきたわけではなく昔からある。祭日は毎年12月15日で、お供え物は以前はおばさんがしていたが、現在はB氏がするようになった。地の神祭りの方法について、嫁のやり方は取り入れておらず、嫁の実家の地の神祭りでも同じような祭り方をしており、嫁いでも同じようにやっており、嫁に来るときに実家から地の神を持ってくるということはしない。地の神の祠の下に地鎮祭をしたときの注連縄は埋めていない。宗派は曹洞宗であり、地の神に対しては、「古い人は信心深いから、崇るとはいう」

地の神祭りと祠の変容について－静岡県菊川市加茂地区白岩下の場合－

と述べている。地の神を誰が管理する、誰は触ってはいけないなどは決まっておらず、「50回忌で先祖が地の神様になる」という話は知らなかった。

C氏への聞き取り

地の神の祠は、2008年以前は藁の祠で、毎年新しく作り替えていたが、現在は石製の祠である。祭日は毎年12月15日で、お供え物はC氏がする。地の神祭りの方法について、嫁のやり方は取り入れておらず、嫁の実家の地の神祭りでも同じような祭りでやっていたので嫁いでも同じようにやっており、嫁に来るときに実家から地の神を持ってくるということはない。地の神の祠の下に地鎮祭をしたときの注連縄が埋まっているが、これは地鎮祭の時ホウエンサンに言われたためそのようにしたという。宗派は曹洞宗で、地の神は崇るといふ。地の神を誰が管理する、誰は触ってはいけないなどは決まっておらず、「50回忌で先祖が地の神様になる」という話は知らなかった。

D氏への聞き取り

地の神の祠は無い。家を建てる際に地鎮祭は行ったが、地の神の祠を作ったりお祭りしたりはしていない。その理由は、「祠の管理やお祭りなどが邪魔くさいのでやっていない。」ということであった。

これらの聞き取りから、地の神の祠は分家の際に本家から勧請されたり、嫁入の際に実家から持ってくるというようなものではなく、新しく家を建てる時にその家ごとに新しく作るものであるという事が分る。また、地の神祭りの方法についても本家から継承されたという話は聞かれなかった。祠の形態についても家々の事情によって変化してきたことが分る。

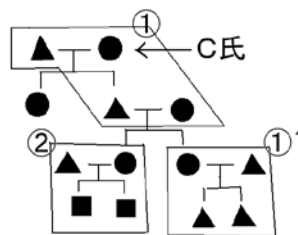
次に、①から⑧までの家の地の神の祠の有無をまとめると、(表2)のようになった。

表2 ①～⑧までの家の祠の有無と理由

番号	祠の有無	理由
①	無	他地域在住(関東)、集合住宅の為
②	有	昔から家にある、トタン製
③	無	他地域在住(関東)、集合住宅
④	無	信仰心が薄いためか?
⑤	無	他地域在住(関東)
⑥	有	昔から家にある、石製
⑦	無	管理が大変な為
⑧	有	昔から家にある、石製

④の地の神の祠が無い理由については、周りの人が言っていたことであり、あくまで推測である。この結果を見ると、白岩下以外の他地域在住の人や、アパートなどの集合住宅に住んでいる人の家には地の神の祠は無いことが分る。また、地の神の信仰圏である地域に家を建てた場合でも、⑦のように管理が大変・面倒だという理由で、地の神様を祀らない家もある。ここでもう1つ事例を挙げる。(図6)は、第1章で聞き取りをした、金幣のみの祠のC氏の家族構成の図である。このC氏は長坂家とは別の人物である。

図6 金幣のみの祠のC氏の家族構成



①、①'は同じ敷地内に家があり、①の家族が金幣のみの祠の管理をしている。②の家族は、結婚して他県に住んでいたが、5,6年前に家族で加茂地区に戻り家を建ててから、金幣のみの祠で地の神祭りをしているという。これは、C氏がとても信心深い人である為、孫の家族にも地の神祀りをするように働きかけたためと考えられる。地の神祭り当日は、C氏が②の家の供え物と一緒に準備していた。

このような事例から、地の神祀りには親の信仰心の強さが影響していると考えられ、親が信仰心の強い人物の場合は子供に地の神祭りをさせるようにすることがあり、地の神祭りは親の信仰心が

強いと子供世代にも引き継がれるが、親の信仰心が弱いと子供世代には引き継がれないと言える。また、女性が嫁入りした先で地の神様を祭っていない場合は、実家で祭っていたとしても地の神は祭らない場合が多く、嫁入りの際地の神を持って行くようなこともない。女性が嫁入りした先で地の神様を祭っている場合は、そのまま地の神を祭ることが多い。

ここまで明らかになったことをまとめると、地の神は分家の際本家から勧請されるようなものではなく、新しく家を建てる時に祀るものである。また、地の神の信仰圏外の地域に住む場合や、集合住宅の場合も地の神は祀られていない。地の神の信仰圏に新しく家を建てた場合でも、自身や親の信仰心の有無によって祠の有無も左右される。このことから、地の神祭りが次の世代に継承されていくには、信仰心の有無が1つの要素となっていると言える。

3章 地の神信仰の変容

1節 社会的な環境の変化

1章では、静岡県菊川市茂地区白岩下にて調査した地の神祭りの現状や、祠の形態を明らかにしてきた。2章では、地鎮祭と地の神祀りについて比較し、その違いとそれぞれがどのような機能を果たしているのかを明らかにし、地の神を祭るということは、家族生活の守護や屋敷及び家屋の守護を願う行為であると分かった。地の神様は古くから祀られてきた神であるが、最近では第1章でも述べたように地の神様の祠が様々な形に変化しており、地の神を祀る家が段々と少なくなりつつある。地の神様の祠の変化や、地の神様が段々と祀られなくなっていることから分かる、地の神に対する考え方の変化の背景には、どのようなものがあるのだろうか。ここでは、地の神に対する考え方の変化を、社会的な環境の変化に伴う生活の変化から考察する。

静岡県菊川市加茂地区白岩下にて、それまでと生活が大きく変化することになったのは、1960年代の高度経済成長期である。この時期の菊川市の様子について、『菊川町史』を参考に見てゆくことにする。

明治時代から現代までの加茂地区を含む菊川地域の大まかな歴史は、以下のようになっている。

- ・1868年、菊川地域、新政府の支配下に入る
- ・1869年、1月16日～静岡藩による菊川地域の支配はじまる
- ・1871(明治4)年7月14日、廃藩置県の詔書が発せられ、静岡藩から静岡県へ
- ・1871(明治4)年11月15日、駿河、遠江両国にまたがる静岡県は解体し、遠江を管轄する浜松県が運用
- ・1876(明治9)年8月21日、浜松県を取り込んで静岡県となる
- ・1945(昭和29)年1月1日、堀之内町、六郷村、加茂村、横地村、内田村の1町4村が合併し、菊川町が誕生
- ・1955(昭和30)年3月31日、河城村、菊川町と合併
- ・2005(平成17)年、小笠町と菊川町が合併し菊川市に

日清戦争後、東海道鉄道の複線化工事も進行し、民営鉄道の敷設も本格化した。金谷-堀之内間は1903(明治36)年、堀之内-掛川間は1905年に複線化が完成し、その後他区間にも及び輸送量も大幅に増え、この地域の副業の特産として全国的にも著名となった薬工品の出荷や遠州瓦、茶の生産、後背地からの米穀出荷などでおいおいにぎわいを見せるようになる。1926年末、菊川地域の町村全体では、職業別戸数の70%は農家、そこに14%程度の商業が存在するにすぎない農村地帯であった。しかし六郷村、堀之内町を中心に商工業の発展がみられ、農工併進地域という性格がみられるようになる。

次に、高度成長から1990年代までの社会的な変化を見てゆく。

菊川町域は、1970年代初頭、工業再配置計画との関連で施行された農村地域工業導入促進法による地域指定(1973年)を受け、農業主体の地域造りから農業と工業の併存する「田園都市」造りが振興していく。1964年には東海道新幹線の開通により交通の便が大幅に拡大し、それに伴い東京、名古屋、大阪方面の企業が進出するようになる。1969年には東名高速道路が開通し、菊川

地の神祭りと祠の変容について - 静岡県菊川市加茂地区白岩下の場合 -

インターチェンジが開設される。これらの交通網の整備により、工業団地づくりや、浜松と静岡の通勤圏に位置する拠点の1つとして住宅開発も進んでいく。また自動車長距離輸送業の展開により、農業地帯であった土地が農業と工業の併存する「田園工業地帯」とも言うべき変容を見せるよう

表3 人口の変化

年次	世帯数	人口
1947年	——— 戸	23,556人
1950年	4,347	24,685
1955年	4,408	24,926
1960年	4,733	24,992
1965年	5,045	24,541
1970年	5,311	24,332
1975年	5,706	24,885
1980年	6,151	25,931
1985年	6,820	27,736

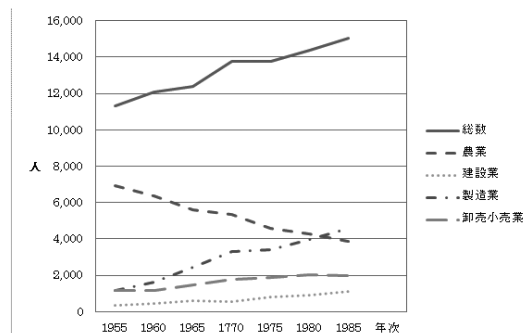
表4 人口の動態

年次	単位：人		
	自然増減	社会増減	増減計
1969年	199	-172	27
1970年	142	-142	0
1971年	175	-209	-34
1972年	204	-120	84
1973年	239	-83	156
1974年	257	-72	185
1975年	241	-142	99
1976年	216	-10	206
1977年	259	-51	208
1978年	233	70	303
1979年	251	-97	154
1980年	186	76	242
1981年	227	-93	134
1982年	188	166	354
1983年	205	153	358
1984年	224	227	451
1985年	201	114	315
1986年	178	50	228
1987年	182	293	475

表5 産業別就業人口の推移

年次	単位：人				
	総数	農業	建築業	製造業	卸売小売業
1955年	11,305	6,924	364	1,185	1,185
1960年	12,088	6,377	458	1,606	1,167
1965年	12,367	5,617	608	2,434	1,450
1970年	13,753	5,371	575	3,322	1,797
1975年	13,788	4,586	827	3,427	1,873
1980年	14,386	4,252	922	3,974	2,007
1985年	15,046	3,845	1,098	4,577	1,972

図7 産業別就業人口の推移



になった。この頃の菊川町の人口推移(表3、表4)をみてゆくと、1969年以降80年前後まで転入より転出がやや多く、自然増によりカバーしているが、80年代に入ると転入が増加し人口増加の流れが変化する。このような変化の理由として、町内への企業進出や在来の企業体の職場の増加、掛川などの周辺地域への企業進出による住宅需要の拡大、静岡、浜松のベッドタウンとしての住宅地造成が挙げられる。

次に、この時期における就業構造の変化を見ていく。

高度成長政策が本格化した1955(昭和30)年以降、農業従事者が過半を占めていた55年(61%)から、65年には45.4%、70年39.1%、80年29.5%、85年25.6%というふうに急速に減少している(表5)。しかし、この農業就業人口の減少とは対極的に、製造業人口が増大している。これは1955年には10.3%にすぎなかったものが、70年には24.2%、80年には27.6%、85年には30.4%に達し(図7)、農業を追い抜いている。農業がこの30年間に半減した一方で製造業は3.9倍の拡大を遂げ、菊川町は戦後高度成長の過程を通じ「農工併存」の社会に変貌したのである。

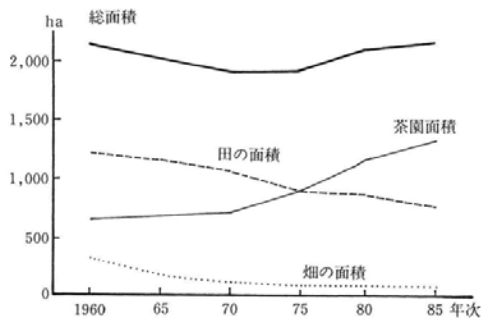
表6 地目面積

区分	住宅			農地			森林			その他	合計
	計	住宅用地	その他	計	田	畑	計	民有林	国有林		
面積(ha)	335	238	97	2,193	1,165	1,028	1,760	1,760	—	2,062	6,350
比率(%)	(5.3)	(3.8)	(1.5)	(34.5)	(18.3)	(16.2)	(27.7)	(27.2)	(—)	(32.5)	(100)

表7 経営耕地面積の変化と経営種目別農家数

	経営耕地 総面積	田の面積	畑の面積	果樹園 面積	茶園面積	採草地 放牧地	田(戸)	果樹園(戸)	茶園(戸)
1960年	211,562	120,160	27,451	821	62,926	13,947	2,528	118	2,447
1965年	201,938	115,367	18,378	1,346	66,703	2,265	—	172	2,415
1970年	193,261	107,164	12,783	1,668	71,603	3,309	—	178	2,372
1975年	191,459	91,177	9,197	1,766	89,319	1,989	2,189	173	2,301
1980年	207,756	84,638	7,715	1,607	113,658	1,435	2,091	163	2,237
1985年	216,392	76,451	7,266	1,155	131,407	2,713	1,932	134	2,077

図8 経営耕地面積の変化



次に、農業構造の変化を見てゆくことにする。

「まず地目面積であるが、その3分の1は農地であり、うち田と畑はほぼ半分ずつを占めている(表6)。また同様に約3分の1弱は森林であり、その他が3分の1、さらに全体の20分の1程度が住宅である。農業の経営耕地面積の変化と経営種目別農家数の推移をみてみよう(表7、図8)。経営耕地総面積は1960年以来ほとんど変化がない。しかし田の面積は趨勢的に減少を示し、その減少幅は約4万3700アールであり、36.4の減少率になっている。」(『菊川町史』1990:1084-1086)

このような米作農家の減少は、1978年以降の水田転作奨励の農政が大きく作用している。

また、専業兼業別農家数の変化をみると(表8、図9)、専業農家が25年間に4分の1に激減し、反対に兼業農家が1.3倍化し、その中でも第一種兼業は減退し、第二種兼業が2.1倍化している。これは、「経済の高度成長、ひいては菊川町における工業発展とともに、掛川、袋井、磐田方面はもとより、浜松、静岡方面における工業発展が町内の農業のあり方を根本的に変革してきたからこそ、専業農家の激減と、第二種兼業農家の激増とが進行していることを劇的に示すことこそが、極めて重要であることを印象付けている。」(『菊川町史』1990:1087-1090)

ここまで、菊川地域の高度経済成長期における変化を見てきた。その変化には、高速道路と東海道新幹線の開通による交通の発達と、それに伴う企業の進出と、宅地開発、農村地域工業導入促進法による地域指定を受け、農業主体の地域造りから農業と工業の併存する「田園都市」造りの振興と、それに伴う農業構造の変化と工業の発達が挙げられる。このような生活の変化は、地の神祀りをする際の、祠の材料である藁が物理的に手に入りにくくなるという状況を生み出したと考えられる。また、地の神は作神としての性格も持ち合わせていると考えられているが、生活の変化により農業が生活の基本でなくなると、作物の豊作を地

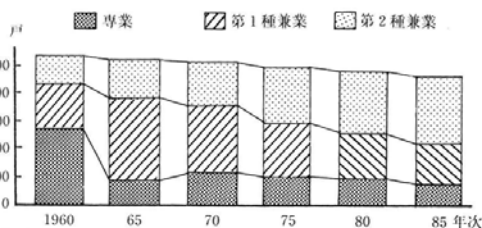
地の神祭りと祠の変容について - 静岡県菊川市加茂地区白岩下の場合 -

の神に祈るということも、以前より重要な意味を持たなくなってくる。すると、藁が手に入らないという状況と相まって、藁の祠から石の祠などの、藁製以外の祠に変わったり、地の神祭り自体やらなくなったりする状況になるのではないか。地の神を祀ることは、家族生活の守護や屋敷及び家屋の守護を願う行為であるが、生活の主体が農業で無くなると、天候や災害などの自然の力を気にしなくても、仕事をしてお金を稼ぎ生活できるようになる。そのような社会的な変化もあり、地の神祭りをして生活の安全を願うという考え方が以前より重要ではなくなったのではないだろうか。

表8 専業兼業別農家数の推移

	総数	専業	兼業	兼業	
				第1種	第2種
1960年	2,735(100)	1,291(47.2)	1,444(52.8)	895(32.4)	559(20.4)
	100	100	100	100	100
1965年	2,635(100)	460(17.5)	2,175(82.5)	1,395(52.9)	780(29.6)
	96.3	35.6	150.6	157.6	139.5
1970年	2,566(100)	558(21.7)	2,010(78.3)	1,137(44.3)	873(34.0)
	93.8	43.1	139.2	123.5	156.2
1975年	2,464(100)	486(19.7)	1,978(80.3)	912(37.0)	1,066(43.3)
	90.1	37.6	137.0	103.1	190.7
1980年	2,415(100)	430(17.8)	1,985(82.2)	789(32.5)	1,199(49.6)
	88.3	33.3	137.5	88.8	214.5
1985年	2,259(100)	331(14.7)	1,928(85.3)	736(32.6)	1,192(52.8)
	82.6	25.6	133.5	83.2	213.2

図9



2節 社会の変化に伴う信仰の変化

3章1節では、加茂地区白岩下を含む菊川市の高度経済成長期における社会的な環境の変化についてまとめた。2節では、社会的な環境の変化と信仰の変化との関係を考察する。

生活の合理化や都市化による信仰の変化について、桜井は次のように述べている。

「こうした農村漁村にみられる暮らしの革命は、これまでの伝統的な生活様式を急速に変えてしまった。われわれの先祖が長い間もちづけてき

た、日日の行事、あるいは冠婚葬祭などの伝統的な生活慣行も、それに応じて消え去ろうとしている。いろいろの榾火や粘土で固めたカマドで炊きをしたころの竈神様や、火伏せの荒神さまなどは、次第にその姿を消し、やがて忘れ去られようとしている。あるいは家族の安全や家の平安と繁栄を求めて、朝に夕べにひたすら祈願をこめた神棚なども、次々と取り去られてしまい、その脳裡から忘れられようとしている。したがって、以前は山裾から引く清冽な泉に水の神の霊を観念し、そこに清らかな精霊の鎮座を信じて疑わなかった水神信仰は、すでに影を没してしまった。(中略) このように都市といわず農村といわず、生活の合理化は、科学の進歩と技術の革新とによってますます進んでいく。そして生活の合理化が進めば進むほど、伝統的な慣行、あるいはそれにまつわりつき、またそこから発生してきた呪術の世界は、ますます狭められていく。そうして、これまでの伝統的生活に根をおいた人々の考え方に、大きな転換を求めてきている。」(桜井 1980: 64-66)

桜井は、近代化による生活の合理化が、それまでの生活様式を変えとともに、それまでの伝統的な観念も変化するようになったと述べている。また岩崎は、「信仰は、社会の変遷、時の流れにしたがってうつり変わる。そして神を必要とする社会か否かによって、信仰の存在価値が左右される」(岩崎 1968: 2)と述べている。つまり、ある信仰が息づき、神が祀られているということは、その信仰がその社会に必要とされているからであり、「人間社会の需要の状況によって必要な神がつつぎに現われ、必要でない神は敬遠され、消滅し去るか、あるいは神の機能を変えて新たに人びとの信仰をかち得てつづいて行く」(岩崎 1968: 41)という状況が生まれるのである。

また、桜井は「在来の民間信仰が地域社会の変貌によって変化することは、いかなる時代、いかなる地域においても起こる現象であろう。」(桜井 1980: 251)と述べており、「民間信仰の衰亡」には「いくつかの段階が介在していて、いろいろな条件に左右されながら違った段階を踏んできた」ために地域差があるとしている。「民間信仰の衰亡」には具体的に5つのプロセスがあり、第1段階は「信仰が民衆生活の中で生きている状況」で、

この状態であれば衰亡の兆しは見られない。第2段階は、「信仰行事執行の意義をみとめないような空気」が起り、熱心に信仰行事を行わない場合に、熱心に信仰行事を行わせるという契機をもって禁忌が成立するという状況、第3段階に、禁忌の定着化が挙げられるが、「地域社会にタブーや呪術が存在するのは、すでに信仰が衰退しはじめたこと」を示しているという。しかし、「タブーや禁忌が民衆生活に作用して、民間信仰の生命がつついたという例」も数多くみられるという。第4段階に、「成立当初の信仰が忘却の彼方へ押しやられ、そのもつ実質的意義が生活を規制することができなくなっても、タブーの締めつけのために行事だけは欠かさない」という状況、そして第5段階として「完全に姿を消してしまう」という状況があることを挙げている。(前掲：249-252)

菊川市加茂地区白岩下の地の神祭りをこの5つの段階に当てはめるとするならば、第3段階、あるいは第4段階の状況にあるのではないかと考える。現在では、「地の神様は祟りやすい」という性格が押し出され、家屋敷や家族生活の守護神として祀るという意識に加え、祟りを恐れて祀っている、あるいは昔から祀っていたからという理由で祀っているという話が、聞き取り調査の際に聞かれた。このことから分かるように、現在地の神様を祀っている人々の中には、地の神様を祀ることに対する認識が、自分たちの生活に関わる重要な事として捉えているというよりは、「タブーの締めつけのために行事だけは欠かさない」という考えの基に行われているというのが現状のように考えられる。このような考え方の変化は、やはり社会的な環境の変化による生活の変化によるところが大きいと考えられる。

しかし、地の神の祟りやすいという性格が、地の神信仰や地の神祀りを存続させてきた1つの要因と考える事も出来る。鈴木は、屋敷神崇敬の習慣を刺戟しているもの、つまり存続の為のよき条件となっているものは何かと考えた時に、各種呪術者の存在であると述べている。例として、徳島県應神村西貞方では、屋敷神の祟りに関する俗信が非常に強く、巫の一種がこの俗信を助長していること、また対馬では、ほとんど各戸に地主様と

いう屋敷神があるが、シャマン的な座頭がその俗信を助長していることなどを挙げている。(鈴木 1935：300)

『静岡県史 資料編 25 民俗三』にも、「地の神祭祀については、祟りがひとつのきっかけとなる例が多く、そこに行者・法印などとよばれる民間の宗教者の関与が働いていることはほぼ確実である。しかし、これを受け入れる人々の側にも、屋敷を受け継ぐものはそこについた霊をも受け継がねばならないという観念、いいかえれば屋敷を単なる物理的な空間という以上の、何か特別な空間であるとする観念が浸透していることを見落とすことはできない。」

(『静岡県史 資料編 25 民俗三』 1991：214-215)とあり、やはり地の神信仰が存続する要因の1つには祟りという俗信も大きく関わっていると言える。地の神祭祀の衰退の1つの原因には、「屋敷を受け継ぐものはそこについた霊をも受け継がねばならないという観念、いいかえれば屋敷を単なる物理的な空間という以上の、何か特別な空間であるとする観念」が衰退したことにも関係があると思われる。このような観念の衰退は、核家族化や労働形態の多様化により、親から子へとそれまでの伝統的な生活に関わる信仰が継承されなくなったためであると考えられる事もある。このような観念の変化も、やはり近代化による社会的な環境の変化が1つの要因となっている。

第3節 地の神祭祀と祠の変容

ここまで、菊川市加茂地区白岩下における、経済成長期の社会環境と生活環境の変化をとりあげ、近代化という社会的な環境の変化がそれまでの慣習や伝統的な観念を衰退させる要因になったことを述べた。第3節では、地の神祭祀と祠の変容として、地の神信仰が現在のような姿になった背景を考察する。

菊川市加茂地区白岩下における、地の神祀り発生の原初がどの様なものであったかを明らかにすることは難しい。そこでこれから述べるのは、白岩下の現在の地の神祀りから分かる地の神の祠の形態の変化や、祭り方の方法などから考える地の神祀りの変遷である。

地の神祀りが現在まで存続してきた背景には、

地の神祭りと祠の変容について - 静岡県菊川市加茂地区白岩下の場合 -

地の神の祟りやすいという性質と、その俗信を助長する民間の宗教者の存在は欠かすことが出来ない。白岩下にはハウエンサンや滝之谷さんと呼ばれる宗教者が居り、地鎮祭や、お祓い、地の神様の祠に供えるためのお札を貰うなど、人々の生活に関わっている。また、白岩下の日蓮宗の人々が金幣を貰っているオンタケサンと呼ばれる宗教者も存在している。これらの宗教者は、生活の中で何か困ったことがあれば相談し、その原因を突き止め解決策を提示してくれるような、現在でいう罹りつけの医師のような貴重な存在であったと考えられる。地の神信仰は、これらの宗教者と密接に関わりながら存在していたのである。しかし、高度成長期になると、それまでの考え方や価値観が変化する。例えば、それまで祟りに見出していた身体の不調をただの身体の不調というふうに加え、宗教者を頼るのではなく医者に頼るようになる。そこには、祟りや神などの目に見えないものの存在を認めず、科学で全ての事に説明がつくという合理主義が台頭し、それまでの伝統的な価値観や考え方が人々から失われていく。すると、今まで宗教者にみてもらっていたのが病院へ行くようになり、それまでの宗教者と密接に関係しながらの生活ではなく、合理主義のもと生活するようになる。また、家という観念においても変化がみられ、「屋敷を受け継ぐものはそこについた霊をも受け継がねばならないという観念、いいかえれば屋敷を単なる物理的な空間という以上の、何か特別な空間であるとする観念」が人々の生活が変化することで失われていったのである。また近代化による土地開発や農業政策によって田の面積が減っていき、地の神の祠の材料であった藁が手に入らない状況を生みだしたのである。このような状況は、地の神信仰の存続のよき条件となっていた祟りという俗信を薄れさせ、同時に民間宗教者とのつながりも希薄にさせていった。このような状況を経て、現在の地の神信仰の姿があると考察する。また、地の神の祠の材料であった藁が手に入らない状況が、藁宮以外の祠の形態に変化する1つの要因となっていると考える。祭日に新藁で作った新しい祠に替えるのには新嘗祭的な意味が込められており、地の神は作神としての性格も持ち合わせていたが、生活の基盤が農業でなくなっ

た事により、収穫を祝ったり豊作を祈願するということも廃れていったと考えられ、このような変化も、地の神の祠の形態が変化する要因の1つと考えられる。

現代において、従来の地の神信仰は廃れつつあると言える。しかし、地の神の祠は藁製から石製、木製、トタン製とその姿を変えて現在も祀られているのは事実である。

また金幣は、お題目を唱える会を通じて1990年代から日蓮宗の人々の間で広まり、それまでの地の神祀りに加えて金幣も祀るようになる、あるいはこれまでの地の神祀りから一新して、金幣のみを地の神として祀るようになった家も存在する。この事は、地の神信仰がそれまでの祠や祀り方の形を変えて存続していることを示している。目に見えないものの存在を否定し、科学で証明できるもののみが絶対であると言う合理主義な現代の世の中において、このような新しい形の地の神信仰が生まれつつあることは、地の神が人々の生活と需要に合わせてその姿を変え、信仰を勝ち得ていく様子と捉えられる。地の神信仰が現在のような姿になった背景として、以上のようなことが考えられるのである。

おわりに

ここまで、静岡県菊川市加茂地区白岩下における、地の神様の祠の変容と祀り方について述べ、現在の姿になるまでの背景について考察した。地の神祀りの変化において特に重視したのは、社会的な変化によって人々の生活が変化することにより、信仰のあり方も変わっていくという点であるが、このような捉え方は地の神様を祀っている人々の気持ちや考えなど、心理的なことは分からない。また、地の神様を祀っていない人に対する聞き取りがうまく出来なかった事も反省すべき点である。佐々木は、「民俗信仰がその伝承母体たる社会構造の中でいかなる機能を果たしているのかという、いわば機能主義的な視点の導入がどうしても必要となってくるわけである。」(佐々木1983:149)と述べており、「信仰事象をその地域の社会構造の中で捉えていかねばなるまい。」と地域の信仰の捉え方について提示しており、この

ような視点を導入できなかったことも悔やまれる。

桜井は、人間が呪術を必要とする理由について、「それは人間の生活領域のなかにあって完全に合理化されない、あるいはしえない面が存在することから起こる。」(桜井 1980:100) と述べている。近代化という社会的な環境の変化により人々の生活が変わり、それまでのように地の神様に家屋敷や家族、日々の生活を守護することを願うことが無くなったとしても、生活の中で良くないことや、科学の力では解決できないような事が起きた時、その悩みや問題の解消を願うための神への需要が高まり、人々の信仰を勝ち得て再び祀られるようになっていくのではないだろうか。そして、古くから人々の生活に密接に関わり合って存在していた地の神様という存在が再考され、必要とされるのではないだろうか。現在、地の神信仰は存続と消滅の分岐点にいるように感じる。地の神の祠の変化や、それまで見られなかった金幣の導入という地の神祀りの方法の変化は、人々の需要に合わせて信仰の形態を少しずつ変えながら存続していく民間信仰の1つの姿のように思える。

(注)

- (1) 写真1から写真17の写真は全て長坂撮影である
- (2) 白岩下と白岩東の日蓮宗の人たちが、月に1回順番で各家に集まってお題目を唱える会の事。集まる日には決まっておらず、昼や午後後に担当の家の都合に合わせて開かれる
- (3) C氏の弟の奥さんは「10年程前からみんなの分の金幣も買ってくるようになった」と言っていたが、1章1節にあるS氏の聞き取りの結果から、おそらく16年程前の1997年頃から、お題目の人らにも金幣を買ってくるようになったと思われる

(引用文献)

- ・1995 『静岡県史 別編1 民俗文化史』静岡県
- ・福田アジオ・新谷尚紀(他) 1999 『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館

- ・渡辺勝義 2009 「日本精神文化の根底にあるもの(八) — 「産土神」考—」『長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要』, 7 (1), p.1-19
- ・福田アジオ・新谷尚紀(他) 2000 『日本民俗大辞典 下』吉川弘文館
- ・直江広治 1979 「屋敷神」宮本馨太郎編 『講座 日本の民俗4 衣・食・住』有精堂出版 p.193-211
- ・1990 菊川町史編さん委員会『菊川町史 近代通史編』
- ・桜井徳太郎 1980 『民間信仰と現代社会—人間と呪術—』評論社
- ・岩崎敏夫 1968 『村の神々』岩崎美術社
- ・鈴木榮太郎 1935 「屋敷神考」『民俗学研究』, 1 (2), p.294-309
- ・1991 『静岡県史 資料編25 民俗三』静岡県
- ・佐々木勝 1983 『屋敷神の世界—民俗信仰と祖霊—』名著出版

(参考文献)

- ・村瀬勝樹 1998 「地鎮・鎮壇の考古学的研究」『奈良大学大学院研究年報』, (3), p.155-161
- ・槇野真一 2012 「屋敷神信仰の地域性—小祠信仰研究再考—」駒沢大学『文化』第30号 p.65 - 91
- ・武田旦 1995 『祖霊崇拜の比較民俗学』吉川弘文館
- ・石井研士 2010 「変化する日本人の宗教意識と神観」国学院大学紀要, (48), p.107-119
- ・1993 加茂村誌発行委員会『加茂村誌』
- ・1985 菊川町史編纂委員会『菊川町三十年の歩み 資料編』
- ・直江広治 1967 『屋敷神の研究—日本信仰伝承論—』吉川弘文館

(図版出典)

- ・図1 静岡県菊川市
静岡県公式ホームページ 県内市町リンク集 [静岡県地図版] に筆者が加筆したものである
<http://www.pref.shizuoka.jp/link/citylink.html>

地の神祭りと祠の変容について - 静岡県菊川市加茂地区白岩下の場合 -

(参照 2015-01-08)

- ・ 図2 屋敷神信仰の分布図
『静岡県史 別編1 民俗文化史』1995:55
図1-6 屋敷神祭祀 に筆者が加筆したものである
- ・ 図3 菊川市加茂地区白岩下
菊川市役所の地域支援課にて入手した地図である。菊川市役所が独自に作成した地図で、正規のものではない為縮尺などは記載していない。本稿では、菊川市における加茂地区白岩下がどの辺りに位置しているかという位置関係を明確にするために、この地図を用いている。
- ・ 図4 地の神様の祭り方
石の祠に加え金幣を祀っているS氏に頂いたものである
- ・ 図5 長坂家の家系図
筆者が作成したものである
- ・ 図6 金幣のみの祠のC氏の家族構成
筆者が作成したものである
- ・ 図7 産業別就業人口の推移
表5と、『菊川町史』1990:1083 表8-5 産業別就業人口の推移 を参考に筆者が作成したものである
- ・ 図8 経済耕地面積の変化
前掲 p.1085 図8-6 経済耕地面積の変化 より引用
- ・ 図9 専業兼業別農家数の推移
前掲 p.1089 図8-8 専業兼業別農家数の推移
資料:「農林業センサス」による
より引用
- ・ 地図1～地図6
『ゼンリン住宅地図 2013』2,500分の1に筆者が加筆したものである
- ・ 表1 地図における祠の記号
筆者が作成したもの
- ・ 表2 ①から⑧までの家の祠の有無と理由
筆者が作成したもの
- ・ 表3 人口の変化
『菊川町史』1990:1081 表8-18 人口の変化
資料:菊川町住民課調べ より引用
- ・ 表4 人口動態
前掲 p.1081 表8-19 人口動態 資料:菊川町住民課調べ より引用
- ・ 表5 産業別就業人口の推移
前掲 p.1082 表8-21 産業別就業人口の推移
より引用
- ・ 表6 目次面積
前掲 p.1085 表8-22 地目面積
資料:菊川町農林課『数字で見る菊川町の農業とその歴史』(1985年3月)による
より引用
- ・ 表7 経営耕地総面積の変化と経営種目別農家数
前掲 p.1085 表8-23 経営耕地総面積の変化と経営種目別農家数
資料:菊川町農林課『数字で見る菊川町の農業とその歴史』(1985年3月)による
より引用
- ・ 表8 専業兼業別農家数の推移
前掲 p.1089 表8-26 専業兼業別農家数の推移
より引用